東京医科歯科大学病院歯科技工部規則

（平成１６年４月１日
規則第１３２号）

（趣旨）

第１条　東京医科歯科大学病院歯科技工部（以下「歯科技工部」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年度規則第１０６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第２条　歯科技工部は、病院長の管理の下に本院で扱う補綴物の作成等の歯科技工業務等を行う。

（職員及び職務）

第３条　歯科技工部に、次の職員を置く。

(1) 部長
(2) 副部長
(3) 技師長
(4) 副技師長
(5) 主任
(6) 医療技術職員

２　部長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

３　部長は、病院長の命を受け、歯科技工部の管理運営にあたる。

４　副部長は、大学院医歯学総合研究科、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

５　副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

６　技師長及び主任は、医療技術職員をもってあてる。

７　技師長は、部長の命を受け、歯科技工部に関する業務を総括する。

８　副技師長は、技師長の職務を補佐する。

９　主任は、技師長の命を受け、歯科技工部の業務を処理する。

１０　医療技術職員は主任の命を受け、歯科技工部の業務を行う。

（選考）

第４条　部長及び副部長の選考は、病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。

２　部長及び副部長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、部長及び副部長の任期の末日は、当該部長及び副部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。

３　病院長は、部長及び副部長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。

４　部長又は副部長が任期途中で欠けた場合の後任の部長又は副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

５　定年退職日が第２項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、第２項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
６　前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
７　前条第１項に掲げる職員のうち、部長、副部長、技師長、副技師長又は主任について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成２５年制定）を適用するものとする。

（運営委員会）
第５条　歯科技工部の円滑な運営を図るため、歯科技工部運営委員会を置く。
２　前項の委員会については、病院長が別に定める。

（雑則）
第６条　この規則に定めるもののほか、歯科技工部の運営及び業務の実施に関し必要な事項は、病院運営会議の議を経て、病院長が別に定める。

附　則
この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成１９年３月６日規則第３号）抄
（施行期日）
１　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則（平成２１年２月１７日規則第２号）
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則（平成２６年４月９日規則第２５号）
この規則は、平成２６年４月９日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。
附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）
この規則は、令和３年１０月１日から適用する。